

第16期 第35回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時: 令和2年 4月27日(月) 午後1時30分～午後2時07分

2 場所: 豊見城市役所 3階第1会議室

3 出席農業委員数: 8 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	當銘 博	出席
3番	金城 敏満	出席
4番	宮里 由美子	出席
5番	名嘉眞 朝仁	出席
6番	本底 広彦	出席
7番	上原 啓一	出席
8番	當間 康由	出席

総会に参加した農地利用最適化推進委員 (※推進委員は出席委員数にカウントしない)		
東部地区		
西部地区		

4 欠席農業委員数: 0 名

5 農業委員会事務局職員

局 長: 浜本 亨

主 査: 仲宗根 翔

6 議事録署名委員: 上原 啓一 ・ 當間 康由

7 現場調査日時: 令和2年4月24日(金) 午後2時30分～午後4時

8 現場調査数： 6 件

9 付議すべき案件

報告第 213 号	農地転用後の利用状況の報告について
報告第 214 号	転用許可に係る工事の進捗状況報告について
報告第 215 号	転用許可に係る工事の完了報告について
報告第 216 号	現況証明願について
報告第 217 号	農地法許可申請の取下げ願について
報告第 218 号	農地法許可の取消し願について
報告第 219 号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第 220 号	農地の現況に関する照会について
議案第 116 号	下限面積の設定について
議案第 117 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 118 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
協議第 35 号	令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

10. 会議の内容

会長

第16期豊見城市農業委員会第35回の総会を開会いたします。

(午後1時30分) 開会

会長

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。

会期は、本日1日限りといたします。

本日の出席委員は8名中8名で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第7番委員の上原啓一委員と第8番委員の當間康由委員のお二人、また会議書記に浜本事務局長及び仲宗根主査をお願いいたします。

本日提案された議案等についての現場調査6件のほかに、農地パトロールを行ってから審議に移る予定でしたが、新型コロナウイルスの非常事態宣言が発令されていることから、今回は事務局職員で調査を行っています。事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の、まだページは振っていないのですが、現場調査一覧表を確認ください。今回、現場調査の対象となったのが全部で6件、全て5条転用許可申請案件になります。今回対象の土地については、現場確認をした6件全て休耕状態、畑がされていない状態で、特に違反転用等は見受けられませんでした。また、周辺地への影響等については、各申請の排水処理計画（既存側溝への排水や浄化槽設置等）により、特に問題ないと考えられます。報告は以上です。

会長

ありがとうございます。

では、これより報告案件に入ります。初めに報告第213号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の2ページをお開きください。

報告第213号「農地転用後の利用状況の報告について」

1件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。

以上です。

会長 ただいまの報告第 213 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 214 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 4 ページをお開きください。
報告第 214 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」
1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 214 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 215 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 6 ページをお開きください。
報告第 215 号「転用許可に係る工事の完了報告について」
4 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 215 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 216 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 8 ページをお開きください。
報告第 216 号「現況証明願について」
3 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 216 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 217 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 10 ページをお開きください。
報告第 217 号「農地法許可申請の取下げ願について」
1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 217 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 218 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 12 ページをお開きください。
報告第 218 号「農地法許可の取消し願について」
1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 218 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 219 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 14 ページをお開きください。
報告第 219 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」
1 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告
いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 219 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手
してお願いいたします。
進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 220 号について、よろしくをお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 16 ページをお開きください。
報告第 220 号「農地の現況に関する照会について」
1 件ございました。対象農地につきましては、去る 4 月 8 日に瀬長会長、名嘉
眞委員及び上原委員並びに事務局職員 2 名で現場調査を実施し、議案書の 19
ページのとおり調査結果を取りまとめて那覇地方裁判所へ回答を済ませており
ますので、ご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 220 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手
して質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に議案案件に入ります。議案第 116 号について審議します。事務局の
説明をよろしくをお願いいたします。

事務局

それでは、議案第 116 号「下限面積の設定について」ご説明いたします。

お手元の議案書の 20 ページをご覧いただきたいと思います。下限面積について、農業委員会は毎年、下限面積の設定または修正の必要性について審議し、その結果をホームページ等で公表することになっておりますので、毎年度 4 月に提案いたしております。そこで、今年度も同じように下限面積は 30 a ということをご提案したいと思います。

設定の方針としましては、次の 21 ページをお願いいたします。方針としましては、農地法施行規則第 17 条第 2 項を適用し、下限面積（別段の面積）は現行の 30 a とする。

理由としましては、(1)豊見城市内には相当程度の遊休農地があると考えられること。(2)豊見城市の状況から見て、30 a 程度の耕作面積を有する農家等の数が増加しても、農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと考えられること。(1)及び(2)より、本市内の農地等の保有及び利用の現況及び将来の見通し等から見て、新規就農を促進するためには、現行の 30 a を下限面積（別段の面積）とすることが適正と考えられるため、本案を提案いたします。

説明は以上でございます。

会長

事務局の説明が終わりました。

委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では議案第 116 号について、30 a とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、議案第 116 号、令和 2 年度の農地の下限面積を 30 a とすることに決定しました。

次に議案第 117 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案第 117 号について説明いたします。議案書の 23 ページをお開きください。

議案第 117 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、3 件の申請

がございました。

整理番号 1 番につきまして、議案書の 25 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字座安仲前原 261 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

整理番号 2 番につきまして、議案書の 27 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字座安仲前原 260 番 3 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

整理番号 3 番につきまして、議案書の 29 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字保栄茂前ノ原 326 番 3、328 番 1、328 番 2 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

説明は以上です。

事務局

審議に入る前に、整理番号 1 番と 2 番は瀬長会長が関係する案件ですので、瀬長会長には退室をお願いしたいと思います。

また、議長には職務代理者である當銘委員が行います。當銘職務代理者、よろしくお願ひします。

(会長 退室) 午後 1 時 45 分

職務代理者
(2 番委員)

それでは整理番号 1 番と 2 番は関連しますので、一括して審議します。整理番号 1 番と 2 番について委員の質疑を許可します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。質疑ないですか。

(はいの声あり)

職務代理者
(2 番委員)

質疑なしと認めます。これより採決します。整理番号 1 番と 2 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

職務代理者
(2 番委員)

異議なしということですので整理番号 1 番と 2 番については、許可することに決定しました。

(会長 入室) 午後 1 時 48 分

会長

それでは、整理番号 3 番の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

では質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思います。

整理番号 3 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番については許可することに決定します。

では、次に議案第 118 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

(はいの声あり)

事務局

それでは議案書の 31、32 ページをお開きください。

議案第 118 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」

6 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件について、ご説明します。

整理番号 1 番につきまして、38 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根中原 314 番 2、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 2 番につきまして、44 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根南浜崎原 521 番 2、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 3 番につきまして、52 ページをお開きください。申請のあった土地は、伊良波浜原 675 番 1 及び 675 番 3、転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 4 番につきまして、58 ページをお開きください。申請のあった土地は、金良金良原 89 番 1、転用目的は資材置場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 5 番につきまして、64 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根南浜崎原 490 番 11、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5

条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号6番につきまして、70ページをお開きください。申請のあった土地は、与根中原340番3、転用目的は貸資材置場。当該申請地は農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第118号について説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。

議案第118号は1件ずつ審議します。まず整理番号1番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号1番について、農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号1番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

では、次に整理番号2番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移ります。整理番号2番について、農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号2番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では、次に整理番号3番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では、次に整理番号 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、整理番号 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

では、次に整理番号 5 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

これより採決します。整理番号 5 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 5 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

では、次に整理番号 6 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めてこれより採決に移りたいと思います。整理番号 6 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ

進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 6 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

では、次に協議第 35 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、協議第 35 号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について、説明いたします。

お手元の議案書 71 ページから 82 ページまでをご覧くださいと思います。この活動の点検評価及び活動計画案の作成、これを実施する理由でございますが、これは農林水産省経営局農地政策課長通知です。農業委員会事務の実施状況等の公表について、この通知の中で農業委員会活動の点検・評価、それと次年度の活動計画について作成をして、公表の上、国に報告することになっております。

それでは、議案書 72 ページをお開きください。ここは、令和元年度の農業委員会活動の点検と評価に当たるものでございます。72 ページの農業の概要につきましては、農林業センサス、それと令和元年度の農地利用状況の調査結果から数字を引用してきております。

次に、73 ページの「担い手への農地の利用集積、集約化」でございますが、これは令和元年度まで、これまでずっと主に利用権設定等で農地の利用集積が進んできたものの累計です。現状としては、平成 31 年 3 月現在で集積面積が 171.3ha ございます。管内の農地面積が 506ha でございますので、集積率は 33.9%となっております。

次に、74 ページをお開きください。これは「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」についての項目でございます。令和元年度の新規就農への参入者は 2 経営体でございました。その新規参入者の取得した農地面積は、0.42ha となっております。次に、令和元年度の目標、当初の目標の 6 経営体に対して、実績が 2 経営体になっておりましたので、達成状況としては、33.3%。参入目標面積が目標として 1.8ha 掲げておりましたが、実績が 0.42ha でございましたので、達成状況としては、23.3%の達成という形になっております。

次に、75 ページをご覧ください。ここは「遊休農地に関する措置に関する評価」でございます。現状としましては、平成 31 年 3 月現在で管内の農地面積が 506ha、遊休農地面積が 36.1ha でしたので、割合としては 7.1%が遊休農地と

なっております。令和元年度当初の解消目標は、3.2ha を掲げておりました。ところが、実際の解消実績は 0.13ha でございまして、達成状況は 4.1%にとどまっております。あと目標の達成に向けた活動としましては、以下のページに書かれているとおりでございます。

次に、76 ページをご覧ください。「違反転用への適正な対応」、平成 31 年 3 月現在で違反転用面積が 17.1ha あったのですけれども、この令和元年度で 0.84ha の違反転用が解消されて、実績として今現在 16.3ha の違反転用面積となっております。

次に、77 ページをご覧ください。こちらは、「農地法による権限に属された事務に関する点検」でございます。令和元年度は、平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月までで、農地法第 3 条に基づく許可事務が 28 件ございました。うち、許可が 28 件、不許可はゼロという形になっております。

次に、2 の農地転用に関する事務。こちら平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月までの農地法第 4 条、第 5 条の転用の許可に関する処理件数が 72 件ございました。

次に、78 ページをご覧ください。ここは農地所有適格法人からの報告への対応でございます。現在、管内の農地所有適格法人はゼロです。あと、情報の提供等に関する欄で、調査対象の賃貸借の件数、これが 23 件ございますが、内訳としては、3 条許可が 15 件、農地利用集積が 8 件となっております。あとは農地の権利移動の状況把握として、農地の権利移動があった件数、これは農地法の第 3 条と第 5 条及び基盤法の農地利用集積に係るもので、全部で 125 件ございました。

次に、議案書 80 ページをご覧ください。80 ページからは、令和 2 年度の活動計画という形になります。80 ページにつきましては、記載のとおりです。

次に、81 ページ「担い手への農地の利用集積・集約化」といたしまして、現状及び課題は、ここに書かれているとおりです。令和 2 年度の目標及び活動計画として、新規に 5ha の農地の利用集積を進めて、令和 2 年度末には 177.8ha の利用集積を達成したいと考えております。次に、新規参入の促進につきまして、令和 2 年度の目標といたしまして、6 経営体の参入を設定しております。

次に、82 ページでございます。2 番目の令和 2 年度の目標、それと活動計画といたしまして、遊休農地の解消面積、これは 3.2ha の遊休農地面積を解消していきたいと考えております。目標設定の考え方といたしまして、豊見城農地利用最適化推進の指針の中で、毎年 3.2ha の遊休農地の解消面積を目標としておりますので、その数値を計上しております。次に、違反転用への適正な対応という形で、こちらにつきましては、特に面積は上げておりませんが、活動計画といたしましては、毎月農業委員及び事務局職員で現場調査を行って、状況を

把握した上で、無断転用とか違反転用があれば、所有者に対して原状回復を行うか、適正に農地法の手続を行うように指導をしていきますが、余りにも悪質な場合は沖縄県と調整して、厳しく対応していきたいと考えております。
以上が令和元年度の点検・評価、それから令和2年度の活動計画案でございます。この内容でよろしければ、1カ月間ホームページ等で公表いたしまして、その後の意見を踏まえた上で、沖縄県を通して国の方に報告をしていきたいと思っております。
以上で説明を終わります。

会長

事務局の説明が終わりました。
これより審議に入ります。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
質疑なしと認めて、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では協議第35号について、事務局提案の内容で1カ月間公表した後に、公表結果を含めて国へ報告することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、協議第35号については事務局提案の内容で1カ月間公表した後に、公表結果を含めて国へ報告することに決定しました。
以上をもちまして、本日提案の議事日程を全て終了いたしました。
委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきまして、ありがとうございました。
では、これで本日の農業委員会総会を終わります。

令和2年4月27日(月)
午後2時07分終了

議事録署名委員

会長

瀬長 澄子



7番委員

上原 啓一



8番委員

堂岡 康由

